農林水産省組織規則の一部を改正する省令

農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「六十七人」を「六十八人」に改める。

第十七条第一項中「六人」を「五人」に改める。

第二十九条の三第一項中「国際基準専門官二人」を「国際基準専門官三人」に改める。

第二十九条の五第一項中「四人」を「五人」に、「三人」を「四人」に改める。

第二十九条の七第一項中「五人」を「六人」に改める。

第六十三条第五項中「に関連する事業」を削る。

第百十八条中「三課」を「四課」に、「微生物検査課」を「微生物検査課　海外病検査課」に改める。

第百十九条中「関する事務」の下に「（海外病検査課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（海外病検査課の所掌事務）

第百十九条の二　海外病検査課は、輸出入動物その他の物に対する検査及び委託を受けて行う動物その他の物に対する検査のうち、ウイルス、細菌及び寄生虫（家畜伝染病予防法第二条第一項に規定する家畜伝染病及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第十三条の二第一項に規定する輸入防疫対象疾病のうち国内に常在しないものの病原体であるものに限る。）に関する精密検査並びにその技術の改善に関する調査及び研究に関する事務をつかさどる。

第百二十条中「微生物検査課」の下に「及び海外病検査課」を加える。

第百三十三条の見出し中「動物用医薬品審査官」の下に「、動物用医療機器審査官」を加え、同条第一項中「三人」の下に「、動物用医療機器審査官一人」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　動物用医療機器審査官は、動物用医療機器の検査に関する専門技術上の事項についての審査に関する事務を行う。

第三百八十八条の見出し中「経営対策官」の下に「、林業経営指導官」を加え、同条第一項中「六人」の下に「、林業経営指導官一人」を加え、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　林業経営指導官は、森林所有者の委託を受けて森林の施業又は経営を行う組織等の育成に関する事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第三百九十一条の見出し中「森林調査技術専門官」の下に「、森林生物多様性専門官」を加え、同条第一項中「森林調査技術専門官一人」の下に「、森林生物多様性専門官一人」を加え、同条中第十三項を第十四項とし、第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二項とし、第十項の次に次の一項を加える。

11　森林生物多様性専門官は、森林に関する生物の多様性の確保に関する専門技術上の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第三百九十二条の見出し中「造林間伐指導官」の下に「、低コスト森林施業指導官」を加え、同条第一項中「造林間伐指導官二人」の下に「、低コスト森林施業指導官一人」を加え、同条中第八項を第九項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5　低コスト森林施業指導官は、民有林野に係る森林施業の合理化に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第五百三十八条第一項中「四人」を「五人」に改める。

附　則

この省令は、平成二十一年十月一日から施行する。

規　則

○公正取引委員会規則第七号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年九月三十日

公正取引委員会委員長　竹島　一彦

公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則

公正取引委員会事務総局組織規程（昭和四十年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の五第一項中「三十三人」を「四十二人」に改める。

第二条の八第一項中「三百十三人」を「三百三十二人」に改める。

第四条の四第二項中「十八人」を「二十七人」に改める。

附　則

この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第四百五十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年九月三十日

総務大臣　原口　一博

一　名　称　ネパール国際平和協力隊

二　国外派遣期間　平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日まで

三　派遣人数（概数）　十人

四　派遣地域　ネパール連邦民主共和国

○総務省告示第四百五十六号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第七条の十七第一号の規定に基づき、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百十三条第二項に規定する共同募金会が平成二十一年十月一日から同年十二月三十一日までの間に募集する次の寄附金を寄附金税額控除額の控除の対象となる寄附金として承認し、平成二十二年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用する。

平成二十一年九月三十日

総務大臣　原口　一博

社会福祉事業又は更生保護事業を営むことを主たる目的とする者のこれらの事業の用に供される土地、建物及び機械その他の設備の取得若しくは改良の費用、これらの事業に係る経常的経費又は社会福祉事業に係る民間奉仕活動に必要な基金に充てるための寄附金

○政治資金適正化委員会告示第四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十一年九月三十日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏　名	登録年月日
二九九〇	迎山　卓嗣	二一、九、一一
二九九一	横田　政紀	二一、九、一一
二九九二	石川　昭子	二一、九、一一
二九九三	舟橋　健市	二一、九、一一
二九九四	田河　定茂	二一、九、一一
二九九五	武藤　勝彦	二一、九、一一
二九九六	平鍋　順一	二一、九、一一
二九九七	野村　富男	二一、九、一一
二九九八	森　真紀	二一、九、一一
二九九九	濱邉　末廣	二一、九、一一
三〇〇〇	坂本　良樹	二一、九、一一
三〇〇一	大矢　泰嗣	二一、九、一一
三〇〇二	手代木由紀子	二一、九、一一
三〇〇三	山内　達也	二一、九、一一
三〇〇四	榎　和哉	二一、九、一一
三〇〇五	伊藤誠一郎	二一、九、一一

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏　名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
一〇二五	中田　良信	一〇二五	二一、六、一〇

登録政治資金監査人証票の亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年九月三十日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第十四条の七第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人から登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年九月三十日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一